

2023年3月2日 改正

定 款

株式会社SUBARU

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社SUBARUと称し、SUBARU CORPORATIONと英訳する。

(本店の所在地)

第2条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(目 的)

第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の各製品およびその部品、関連資材の製造、売買、修理、賃貸借

(1) 自動車、鉄道車両、産業車両、その他各種車両

(2) 航空機、宇宙関連機器、飛しょう体、兵器

(3) 原動機、原動機搭載機器、農業機械、林業機械、建設機械、工作機械、プレス機械、
冷熱機器、環境衛生整備機器、その他産業用および一般用機械器具

(4) 通信機器、計測機器、その他各種電気機器

2. 前号に関連するコンサルティング、エンジニアリング、その他技術の開発、売買

3. 建設工事の設計、施工、監理、請負ならびに建物、構築物、建設用部材の製造、売買、修理

4. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理

5. 飛行場の経営

6. 情報処理、情報通信、情報提供およびソフトウェアの開発、売買、賃貸借

7. 陸上、海上、航空運輸業、倉庫業およびこれらに関連する運輸サービス業

8. 有価証券等の運用、売買および金融業

9. 労働者派遣業

10. 警備防災業

11. 広告代理業、旅行業、出版業、印刷業

12. 教育、医療、スポーツ、観光、展示場、娯楽施設ならびに飲食、宿泊、売店等の施設の経営

13. 燃料および火工品販売業

14. 損害保険代理業、生命保険募集業

15. 前各号に付帯関連する一切の事業

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、15 億株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 7 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(定時総会、臨時総会およびその招集)

第 12 条 当会社の株主総会は、定時株主総会および臨時株主総会の 2 種とする。

定時株主総会は、毎年 6 月に、臨時株主総会は、必要あるごとにこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役が招集しその議長となる。ただし、当該取締役に事故等差し支えがあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことがある。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当会社は、取締役会を置く。

(員数および選任)

第 20 条 当会社の取締役は 15 名以内とし、株主総会で選任する。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任は、累積投票によらない。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって取締役の中からこれを選定する。

(報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 24 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（当会社又はその子会社の業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項が規定する額とする。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(招集権者および議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役が招集しその議長となる。ただし、当該取締役に事故等差し支えがあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第 27 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 4 日前までに発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 28 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 29 条 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(議 事 錄)

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行い、10 年間本店に備え置く。

(執 行 役 員)

第 31 条 取締役会は、その決議をもって執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。

取締役会は、その決議をもって執行役員の中から社長 1 名およびその他の役付執行役員を定めることができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 32 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(員数および選任)

第 33 条 当会社の監査役は 5 名以内とし、株主総会で選任する。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報 酬 等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 37 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項が規定する額とする。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(招 集 通 知)

第 39 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 4 日前までに発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに監査役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 40 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(議事録)

第 41 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行い、10 年間本店に備え置く。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 42 条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任)

第 43 条 会計監査人は、株主総会で選任する。

(任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

前項の定期株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 45 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当)

第 46 条 当会社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行う。

(中間配当金)

第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の定めるところにより剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

(除斥期間)

第48条 期末配当および中間配当金は、支払開始の日から起算し3年以内に受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。